

令和5年第4回八千代町議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月19日（火曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	宮本 克典君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	生井 好雄君	産業建設部長	鈴木 衛君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	中川 貴志君
財 務 課 長	倉持 浩幸君	消 防 交 通 課 長	西村 良君
税 務 課 長	岩坂 信幸君	環 境 対 策 課 長	井上 敦之君
国保年金課長	諏訪 敦史君	福 祉 介 護 課 長	野中 清昭君
健康増進課長	永瀬 修君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 兼 農 政 課 長	山崎 浩司君
産業振興課長	瀬崎 清一君	都 市 建 設 課 長	秋葉 通明君

会計管理者兼 会 計 課 長	大林 伸光君	学校教育課長	関 和之君
総務課補佐	前野 晃一君	財務課補佐	山中 昌之君

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君） 引き続きご参集くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

令和5年12月19日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

7番、増田光利議員の質問を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問します。

大きくは、農業問題と福祉政策について質問します。

初めに、農地持ち非農家の住民からの声を上げます。農業をやめてサラリーマンになっているが、水利費や草刈りの費用など、農地の維持管理費が高くて負担し切れない。大規模農家に田畑を貸しているものの、借り主が高齢で、農業経営自体をやめたいという話を聞き、返却されると困る。農地を国や町にただでもいいから返納したいという相談を受けることが、表現は違いますが、多くなっています。そのような声は、町当局にも届いていると思います。実態について伺います。農地持ち非農家の総戸数、1戸当たり平均面積数と3年間の推移と将来的予測について聞きます。

次に、先ほどの農地持ち非農家の農地処分をしたいとの声に対する回答策について伺います。農地の処分は、売却だけではなく、農地の集約化と一体のものとして解決する必要があります。農地持ち非農家の持つ課題や農地の集約化がさらに遅れると、耕作放棄地がさらに進み、ヨシや木が生えてしまうなどの荒廃農地になっていくと考えられます。そのため、町が農地中間管理機構を積極的に活用し、取り組めるように提案します。今までの町の農地中間管理機構を活用した事例について聞きます。

国は、耕作放棄地に対して様々な対策や支援策を打ち出しています。農地中間管理機構は、これら業務の一部は市町村に委託され、地域一帯が協力して耕作放棄地解消を推し進めていくことができます。そのため、町が主体となって、農業者と農協、農地所有者、農業委員会など、話し合いの場をつくり、解決策を共有すべきです。取組はあるのか伺います。

次に、農業用野焼き禁止が防災無線で放送されていますが、放送するきっかけの理由について聞きます。考えられることは、通報による苦情と思いますが、農家の意見では、野焼き禁止になると病虫害の発生など、違う意味で農業生産に影響を及ぼすと言っています。町は農業が基幹産業と標榜しているわけですから、農家の意見を聞いて判断していただきたいと思います。どこまでが野焼き禁止で、許容範囲はどこまでなのか。農業

者だけでなく、町民への周知が必要と思います。どのように取り組んでいるのか伺います。

次に、若地区農地耕作条件改善事業の駐車場設置について提案します。この事業は、国道125号線、下妻から八千代町役場に向かう手前、南側の耕作放棄地だった農地耕作改善事業です。これから農地改善事業に取り組みたい地域のモデルになると思います。農地を花畑にする画期的な事業と評価しています。花畑事業は、令和7年度実施計画にもなっていますが、整備状況が形として見えるようになってきていることもあり、近隣住民からも問合せがあります。概況を説明ください。この花畑事業は、誰が管理し、維持するのか。現在で分かっている範囲でよいので、計画案を示してください。

また、花畑にするには、観光目的の集客対策として、駐車場設置とそれに付随する道路が必要と考えます。花畑を見に来る人が路上駐車などによる住宅地の平穏を乱すことが考えられるからです。設置する計画案はあるのか伺います。

2つ目の福祉政策について質問します。初めに、小規模特養ホームの設立についてです。以前にも質問しました。小規模特養ホームとは、定員が29人以下の施設で、町内に住所がある人だけが利用できる施設です。答弁では、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする八千代町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定作業を老人福祉計画策定委員会で検討を進めることになっていました。どのように進んでいるのか質問します。

団塊の世代が75歳になる2025年が間もなくやってくる時代になりました。福祉政策の要が問われます。75歳前後になると、個人的に病気などに弱い人と健康を維持できる人に分かれます。介護が必要になったとき、特養ホームに入らない人の最終的なよりどころとして施設導入すべきです。町長の見解をお聞きします。

次に、一人暮らし世帯や2人世帯の状況と訪問介護の実態について伺います。質問の理由は、一人暮らし世帯の増加が予想されることに加えて、介護施設に入れない人、また世帯が多くなると思われるからです。つまり自宅に縛りつけられる孤立を危惧しています。自宅で介護を受ける場合、訪問介護を受けている人の実態と今後の予想について伺います。

次に、障害者団体への助成について伺います。特別な支援を要する子を持つ親の会からの要望を伝えます。会は、設立から15年がたち、社会を構成する一員として活動してきました。私も議員の立場から、会の運営に微力ながら関わってきました。会では、

活動の時間的経過から、子どもたちが成長してきたことにより、就職の課題に取り組む状況になってきています。そのため、会員相互の情報交換や近隣市町の他団体との交流促進、福祉分野専門のホームページの開設による情報発信など、運営が多岐にわたります。しかし、昨今の厳しい経済状況もあり、運営活動費の確保に困窮していると言います。運営活動費の助成の確保を要請します。

また、他の障害者団体への助成金の実態についても伺います。

以上で質問を終わります。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

私のほうでは、農業問題についてお答えしたいと思います。1点目、農地持ち非農家の状況についてですが、農林業センサスによる茨城県の状態を説明いたします。まず、総農家数でございますが、平成22年が10万3,000戸、平成27年が8万7,000戸、令和2年が8万1,000戸になります。

次に、販売農家数でございますが、平成22年が7万1,000戸、平成27年が5万7,000戸、令和2年が4万3,000戸になります。

次に、農地持ち非農家数でございますが、平成22年、5万1,000戸、平成27年が5万6,000戸、令和2年が6万4,000戸となっており、総農家数、販売戸数とも年々減少し、一方、農地持ち非農家は年々増加しております。町における統計の数値はございませんが、県における状況と同様に推移しているものと考えております。

農地持ち非農家の増加については、農業の後継者問題や農地等の資産価値の減少などが要因として考えられます。そして、農地持ち非農家が増加することで農用地利用銀行への調整への弊害となります。耕作放棄地の発生につながってしまうおそれがあると認識しております。

また、議員ご指摘の耕作放棄地でございますが、直近3年の遊休農地の調査結果についてご説明いたします。令和2年度末の面積が69.4ヘクタール、耕作地に対する割合が1.96%、令和3年度末の面積は69.7ヘクタールで耕作地に対する割合が1.97%、令和4年度末の面積は69.8ヘクタールで耕作地に対する割合は1.97%と、ほぼ横ばいの数値で推移している状況であります。耕作放棄地の対策としては、農業委員会において、毎年

遊休農地の実態把握、地域の農地利用の確認、農地の違反転用発生防止、早期発見を目的に、農地利用状況調査を実施し、個別指導により耕作放棄地の解消及び発生防止に努めております。

次に、農地の集約化や農地処分に対する対応についてですが、議員ご指摘のとおり、今後の適正な農地利用の観点から、農地の集約化は重要な課題と認識しております。集約化の取組としては、耕作者の紹介依頼や農地を処分したいなどの相談において、農業委員会と調整を図り、隣接の耕作者を紹介するなどあっせん活動を行い、農地中間管理機構を活用し、農地の集約化に努めております。今後は、農地持ち非農家が増加することに伴い、農地の相談等が増えることが予想されます。引き続き農業委員会と連携を密にして、相談への対応の強化と集約化を推進していくことを取り組んでまいります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町村において、来年度末の令和7年3月までに地域計画を策定することとされております。この地域計画は、これまで人・農地プランをつくってまいりましたが、今後は地域での話し合いを行い、地域ごとの集約化や農業の計画書を作成するものになります。地域での話し合いを進めることで、地域農業の課題等を地域で共有し、将来の農地の利用について考えることで、農地の集約化につながるものと考えております。

次に、農地耕作条件改善事業の概要についてご説明いたします。まず、事業の実施場所ですが、国道125号線と1級河川山川沿いに広がる低地部の水田2.4ヘクタールでございます。事業の目的でございますが、長年排水不良に悩まされ、耕作のできない状況でありました。遊休農地の解消及び安定化の農業経営を実現するため、国庫補助事業の農地耕作条件改善事業を活用して、畑地化と農地中間管理機構による集積、集約化を行うものでございます。事業期間は、令和4年度から令和6年度の3か年となっております。事業完了後は、農閑期に景観作物を作付して花畑事業を展開し、農村地域の良好な景観形成と地域営農の発展につなげていきたいと考えております。

花畑事業については、事業完了後の令和7年度からの実施を予定しており、事業内容及び駐車場については、今後、地域の方々の意見を踏まえながら検討してまいります。花畑の管理等については、耕作予定者のご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

(町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇)

町民くらしの部長(古澤朗紀君) 議席番号7番、増田光利議員からの通告による一般質問にお答えします。

私からは、農業用野焼き禁止の対応について答弁させていただきます。まず、廃棄物を野外焼却する行為であるところのいわゆる野焼きにつきましては、一部の例外を除き、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されております。また、この件に関し、町民の皆様から町に対し、煙で洗濯物が干せない、煙が家の中に入り込んで具合が悪くなってしまった、火災にならないか心配であるなど、毎年数多くの苦情が寄せられておるところでございます。これらの苦情及び指導の件数につきましては、昨年、令和4年度では26件、また令和5年度の11月末現在では既に30件の苦情が寄せられております。あわせて、消防団のその他の火災による出場件数といたしましては、令和4年度が7件、令和5年度の11月末現在で9件となっており、その中には野焼きが原因ではないかと疑われるものもございました。このようなことから、違法な野焼きを未然に防止するため、町では広報紙による広報活動やチラシの配布、防災無線の放送、パトロールの実施などにより、野焼きの禁止について周知啓発を定期的に行っております。一方、野焼きの例外規定として、稲わらの焼却など農業を営むためにやむを得ないもの、また、たき火など日常生活を営む上で通常行われる軽微なものなどにつきましては野焼きが認められておるところでございます。よって、近隣からの苦情により現場へ急行した際は、稲わらや作物の残渣を焼却している場合もありますので、そうした場合は町といたしましてもこの例外規定に基づいて対応しているところでございます。しかしながら、煙などによる苦情があった場合は、現地の煙害の状況を確認し、必要に応じて指導を行っております。具体的には、民家から離れた場所での実施や風の向きに配慮した時間帯を選んでいただいたり、少量ずつ燃やしていただく等の指導を行っております。こうした野焼きの例外規定による焼却の作業は、町の基幹産業であるところの農業を営む上で必要な過程であります。大気汚染や住民の健康被害等、環境問題としての側面があることも確かです。町といたしましては、基幹産業としての農業と地域社会が共存していくため、今後により一層双方の相互理解が深まりますよう、さらなる周知を行っていきたいと考えております。

また、いつからどのような過程でこのような防災無線の放送等広報活動を行ったかにつきましては、調査いたしました。明確な資料がございませんでした。ただし、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律が昭和45年度に公布されておりますことから、この法律が成立した段階から断続的に広報活動、皆様への野焼きの禁止、注意していただきたいというようなことは広報活動しているものと推測いたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな2番目の福祉政策についての1つ目、小規模特養ホームの設立についてでございますが、ご質問の小規模特養ホーム、議員おっしゃいますように、定員が29名以下で、要介護3以上で町内に住所を有する方だけが利用できる施設というもので、県が認可をして町が指定をする、このような施設でございます。こちらの地域密着型特別養護老人ホームの整備につきましては、現在策定作業を進めております令和6年度から令和8年度までを計画期間といたします八千代町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画におきましても、必要性につきまして多方面から検討を重ねてまいったところでございます。これに伴い利用者のニーズといたしましては、過去5年間の町内の入所待機者の人数を見てみますと年々減ってきている、これが現状でございます。その要因といたしましては、近隣の自治体に特養の施設が多く整備されているということで、あまり待たずに入所ができる、また順番が来ても現在受けているサービスで満足されているというような要因が挙げられます。また、議員がおっしゃいますように、団塊の世代全員が75歳となる、後期高齢者が急激に増加するいわゆる2025年問題というものでございますけれども、特養の入所者の平均年齢を見てみますと85歳ということでございまして、これまでの利用実績、また高齢化率、介護認定率などを基に推計いたしますと、こちらの特養の利用者のニーズが高まるというのは数年先になるのかなというふうに現在見込んでいる、このような状況でございます。

以上のような現状から、令和6年度から令和8年度までを計画期間といたします八千代町後期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の中においては、地域密着型特別養護老人ホームの整備については盛り込まない方向ではございますが、第10期以降の計画に向けての重要な検討課題であると、このように現在認識しておりますところでございます。

また、介護サービスの充実につきましては、介護を受ける方や介護者の利便性の向上

にもつながりますけれども、介護給付に必要な費用、こちらについては、サービス利用時の利用者の負担を除いて50%が公費負担、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者から保険料として負担をいただいている、このような状況でございます。こちらの保険料につきましても、現在制度の見直しが検討されておりまして、第1号被保険者の保険料の段階が9段階あるわけでございますけれども、こちらの9段階の部分をもさらに細分化して、所得が高い方の乗率の引上げ、こういったところが今国において検討されているところでございます。このようなことに伴いまして、介護給付費の増加は保険者である町の負担と被保険者に納めていただく介護保険料、こちらに反映される、このような形になりますので、今後十分な検討をして進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

続きまして、ご質問の2つ目、一人暮らし世帯の状況と訪問介護の実態についてでございますが、65歳以上の一人暮らし高齢者数は、12月8日現在の数字でございますが、295人でございます。内訳は、男性が105人、女性が190人、このような状況でございます。

また、高齢者の2人暮らしの世帯数といたしましては、町内で801世帯、このような状況でございます。

続いて、訪問介護の実態についてでございますけれども、介護保険サービス給付、こちらの9月分での実績の数字になりますが、訪問介護の利用者数が72人、訪問看護の利用者数が47人、このような状況でございます。こちらの訪問介護、訪問看護の利用者数、今後どのように変わっていくか、今後の状況ということでございますけれども、高齢者の増加に伴いまして、訪問看護、訪問介護の利用者というのも増えていく、このような予想がされるところでございます。それについての対策といたしましては、介護予防といった観点から、在宅介護医療推進会議、こちらを今立ち上げて、こちらの中で介護の予防についての対策を推進している、このような状況でございます。

続きまして、ご質問の3つ目でございます。障害者団体への助成についてということでございますが、八千代町身体障害者福祉協会が開催しておりますスポーツ大会、こちらの実施に当たりまして、5万円の補助を行っております。また、そのほか、精神障害者を抱える家族の交流の場としまして、八千代町、下妻市、常総市の住民で組織しております下妻地方家族会、こちらへの負担金としまして、年額1万3,800円、これを支出している状況でございます。

議員のご質問にありました特別な支援を要する子を持つ親の会、こちらへの助成につ

きましては、直接的な補助金という形では支出は現在行ってはおりませんが、親の会で実施しております障害児への療育に際して、個別指導また集団指導時の講師の方への謝礼、こちらを町のほうの予算で負担をする形で助成をしております、令和5年度につきましては55万2,000円を予算計上している、このような状況でございます。

今後もし引き続きこのような形での予算計上を考えているところではございますが、このほかにも議員がおっしゃられたような事務的な経費につきましても内容を確認いたしまして、要望に応じられる部分につきましては予算の範囲内で支給をしてみたい、このように考えているところでございます。議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

現在、議員ご指摘のとおり、農地持ち非農家が増加しております。また、遊休農地においても同様の傾向があります。町では、早期に農業委員や農地利用最適化推進委員と連携を取りながら、遊休農地の実態把握に努め、遊休農地の所有者に対しましては農地の適正管理の必要性について丁寧に説明し、その解消に向けた取組を推進してまいりたいと、このように考えております。そして、各地域の状況を把握しながら、意欲ある新規就農者の参入や農地の集積、集約化を推進し、農業委員、農地利用最適化推進委員の方々や関係機関と連携を図り、農業の未来を守り、次の世代へ農地を着実に引き継ぐための地域計画を地域の皆さんとともに作り上げていきたいと考えております。

農業用野焼き禁止の対応についてでございますが、町民くらしの部長が申し上げますとおり、ごみの焼却は廃棄物処理法により禁止されているところでございますが、例外規定として稲わらの焼却など農業を営むためにやむを得ないもの、たき火など日常行為を営む上で通常行われる軽微なもの、これは例外とされています。しかしながら、野焼きに対する苦情が多数寄せられていることから、今後とも周知や啓発、町職員によるパトロールなどを日常的に行い、例外規定であっても苦情が少なくなるような、そういう方向を取ってまいりたい、このような指導をしてみたいと考えております。

農地耕作条件改善事業につきましては、地権者や地域の方々のご協力により、計画どおり事業が進んでおります。この事業は、遊休農地を解消するだけでなく、農閑期に花

畑事業を実施する事業で、町としても新たな取組になります。花畑事業については、様々なご意見をいただいておりますが、新たな観光資源の一つとなるよう進めていきたいと思っております。

駐車場につきましても、議員の考えも含め、地域の立地条件を調査しながら検討してまいりたいと思っております。今のところ、ここだという現場はありませんが、役場の駐車場を利用する、少し遠いですが、そういうことも考えなければならないかなというふうには思っております。

続きまして、福祉政策についてでございますが、詳細につきましては担当部長が答弁したとおりでございます。令和6年度から始まります八千代町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきましては、団塊世代が75歳を迎える2025年問題や、団塊ジュニア世代が65歳となり高齢者人口がピークとなる2040年問題を見据えた中長期的な視点に立って、策定委員会において検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。介護に必要なサービスと地域支援事業の必要量を定めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立し、自分らしい日常生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムを推進するための具体的な取組事項を定めることを目的として策定を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の小規模特養ホームである地域密着型特別養護老人ホームは、定員29人以下の町民のみが利用できる施設であります。特別養護老人ホームは、要介護3以上の常に介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所し、日常生活の支援や介護が受けられる施設でございます。策定検討委員会の中で、この第9期に盛り込むか否かというものを私も担当者に確認しましたところ、担当者のほうからは第9期よりも10期のほうに入れるべきデータがそろっている、こういう説明を受けているところでありまして、さらに検討を進めていかなければならないというふうに思っております。整備につきましては、利用者のニーズやその他の施設サービスとのバランスを踏まえて検討を行ってまいりたいと考えております。今後におきましても、介護保険事業の安定的な運営のため、事業の適正化とサービス提供体制の確保に努めてまいりたいと思っております。

農地集約のところで農地の担い手への農地利用集積が進まない理由、これは国のほうで調査しておりまして、原因を挙げますと、集積が進まない理由の1番目、農業所得が不安定、2番目、農産物の価格が不安定、3番目、農地が分散している、4番目、集落内に担い手がいない。八千代町としては、5番目、6番目が大きいと思っておりますが、5番

目、農地の資産保有意識が強い、これは賃貸借や、あるいは所有権移転、これが進まない。そして、6番目、兼業農家が農地を手放さない、このような理由になっています。これを農業委員の皆さんとともにこの問題を解決していく、これが集約化を進める戦略になるという形になると思います。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 再質問させていただきます。

先ほど小規模特養ホームの設立について、第9期ではなく第10期ということで答弁いただきましたけれども、非常に残念なことだというふうに考えております。先ほども私のほうから質問したとおり、第9期でやったとしても、設備ができて上がるまでに約5年ぐらいかかってしまいますよね、計画を出してから。そうすると、さらに高齢化が進んでいくと、何のための設立かという時期に必ずなってしまうと思うのですよね。現在、八千代町のお年寄りの置かれている立場、デイサービスを使える方にとっても、デイサービスはあくまでも夜間家族が見られるような、そういう人たちが使える。全く一人暮らしの人で子どもの世話にもなれないという方が必ず増えてきますし、そういう人たちをどうするのか、町は真剣に考えていただきたいと思います。10期ということで、必ず10期にやれるようにするのかどうか、町長の見解をいただいて終わりにしたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの増田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この話題については、前回も増田議員のほうから質問がありまして、そのとき私は検討いたしますという形で答えさせていただきました。その後、担当部局、福祉部でございますが、そのとき増田議員が質問の中で言われた数字、そしてその後担当者の数字というものが私のほうに上がってまいりまして、その数字を見ますと9期という形よりは10期がふさわしいのかなというような判断を、私としては今はそのような気持ちでいるわけでございます。議員がおっしゃられるように、5年以上かかる、そのときに間に合わないのでは何のための行政かという話になるという、その言葉もしっかりと今胸に示

させていただきました。9期、10期についての最終的な結論については、もう少し検討を深めてまいりたいというふうに思っています。そして、ピークのとくに使えないような施設ではいけませんので、どのタイミングで計画に盛り込むか。計画に盛り込まないということは9期の中ではできないということの意味しますので、県が許可しないという意味も持っているものですから、これは真剣に考えて答えを出していきたいというふうに思っております。今のところ、担当部局からの私への説明の中では、判断として、9期については検討を進めるような形、そして10期で計画に盛り込むと、そういう形の説明を私としては受けておりますので、考えさせていただきたいと思います。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 今、町長の答弁にありましたように、10期には必ず設立の計画を出していただけるようお願いをしまして、質問を終わりにしたいと思います。

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、1番、赤荻妙子議員の質問を許します。

1番、赤荻妙子議員。

（1番 赤荻妙子君登壇）

1番（赤荻妙子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告とともに一般質問を行います。初めての一般質問で不慣れなため、お聞き苦しい点があるかとは思いますが、精いっぱい頑張ってみますので、よろしく願いいたします。

初めに、通告1のがん対策について伺います。現在、日本人の2人に1人は一生のうち何らかのがんになると言われています。がんは、全ての人にとって身近な病気です。国立がん研究センターによると、日本に多いがんは、大腸がん、胃がん、肺がん、すい臓がん、前立腺がん、乳がんだそうです。八千代町は、住民健診の際、がん検診を受けることができます。また、人間ドックの助成をして、がん検診の向上も図っています。令和3年度及び令和4年度の肺がん、胃がん、大腸がんの受診者数と受診率を教えてください。あわせて、子宮頸がん、乳がん検診、それぞれの令和3年度、令和4年度の受診者数と受診率を教えてください。

子宮頸がんの現状について伺います。子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に

近い部分にできるがんです。日本では、毎年1万1,000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんで亡くなっています。若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。患者さんは、20代から増え始め、30歳までにがんの治療で子宮を失ってしまう人も1年間に約1,000人いるそうです。この子宮頸がんは、ワクチン接種と検診によって予防できるがんです。令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対してもキャッチアップ接種が開始されました。町の定期接種とキャッチアップ接種の現状をお聞かせください。子宮頸がんの予防に効果のあるHPVワクチン接種が重要となります。町のHPVワクチン接種の向上を含む子宮頸がん撲滅に向けた取組についてお聞かせください。

町長におかれましては、町民の健康を守るためのがん対策についてのご所見をお伺いします。

防犯灯の設置についてお聞きします。夜、街灯が少ないため、車の運転が見づらいので、事故につながりやすい。車から見て、夜歩行者が見づらいことなど、暗いので、街灯を設置してほしいと要望が多数ありました。暗いと様々な犯罪も起きやすく、防犯の上から、防犯灯が犯罪等を防ぐのに大変有効です。以前より防犯灯も増設されているようですが、現在の防犯灯の設置台数を教えてください。また、その費用としては、どのくらいの1年間の電気料金となっていますか、お尋ねします。

子どもたちが毎日通学する道が、特に下校の時間が暗くなる時期もあり、街灯が少ない箇所は事故の危険性、防犯対策にもつながるので、現在の通学路の防犯灯の設置台数を教えてください。

また、通学路防犯灯の現在の1年間の電気料金はどれくらいでしょうか、お聞かせください。

防犯対策の予防に、子どもたちの安全のためにも明るさは重要だと考えます。今後の設置への取組を伺います。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目でございます。令和3年度、令和4年度のがん検診の受診者数と受診率ということでございますが、毎年町から国に報告している数値がございますので、そ

ちらの数値についてお答えをさせていただきます。まず、令和3年度から申し上げます。肺がん、胃がん、大腸がんの検診につきましては、40歳以上の方が対象となっております。対象者の人数については、1万3,366人でございます。それぞれの検診の受診者数と受診率でございますが、肺がん検診の受診者数が2,186人、受診率が16.4%、胃がん検診の受診者数が429人、受診率が3.2%、大腸がん検診の受診者数が1,732人、受診率が13%、このような状況でございます。子宮頸がんの検診につきましては、20歳以上の女性の方が対象になっておりまして、対象者の人数としては8,555人でございます。受診者数が729人、受診率が8.5%、このような状況でございます。続いて、乳がん検診につきましては、30歳以上の女性の方が対象となっております。対象者の人数が7,686人、受診者数が896人、受診率が11.7%、このような状況でございます。

続いて、令和4年度の数値を申し上げます。肺がん、胃がん、大腸がん検診の対象者数、同じく40歳以上の方になります。1万3,382人でございます。このうち、肺がん検診の受診者数が2,244人、受診率が16.8%、胃がん検診の受診者数が439人、受診率が3.3%、大腸がん検診の受診者数が1,734人、受診率が13%、このような状況でございます。子宮頸がん検診につきましては、20歳以上の女性が対象で、人数につきましては8,440人、受診者数が766人、受診率が9.1%でございます。乳がん検診については、30歳以上の女性の方が対象で、人数が7,562人、受診者数が916人、受診率が12.1%、このような状況になってございます。

続いて、ご質問の2つ目、子宮頸がん予防のHPVワクチンの当町の接種の取組、それとキャッチアップ接種の現状について答弁をさせていただきます。HPVワクチンにつきましては、議員おっしゃいますように、平成25年4月から定期接種が開始されたところでございますが、副反応の発生が多く見られたというところから、積極的な接種の勧奨を差し控えるということとされておりました。その後、国の審議会において、安全性について特段の懸念が認められないということから、令和4年、昨年4月から積極的な接種の勧奨が再開された、このような状況でございます。この差し控えによって定期接種の機会を逃した方に対しまして、公費負担で接種機会を設けるキャッチアップ接種を実施しているところでございますが、八千代町の取組といたしましては、令和4年度から令和6年度の3か年に分けてキャッチアップ接種の対象となる方に接種のご案内と予診票を順次お送りしている、このような状況でございます。また、令和6年度に接種のご案内をお送りする予定だった方に対しましては、前倒しをしまして今年度、令和5

年度中にお送りする準備を進めているところでございます。キャッチアップ接種の対象となっている方の接種の状況でございますが、子宮頸がんワクチンは3回の接種が必要となりますので、回数ごとに申し上げます。令和5年11月末現在の人数でございますが、1回目の接種を終了した方が104人、2回目の接種終了が124人、3回目の接種を終了した方が63人でございます。キャッチアップ接種の対象者が952人でございますので、3回目の接種を完了した方の割合といたしましては6.6%という、このような状況でございます。また、令和6年度が、来年度がキャッチアップ接種の最終年度となりますので、対象になっている方で接種がまだ済んでいない方全員に対しましては、令和6年4月以降にいま一度接種のお知らせをお送りする予定でございます。接種の機会を逃してしまったということがないよう努めてまいりたいと考えております。

また、接種の町の取組ということでございますけれども、いろんな検診の機会に該当者に個別に通知をお送りする方法もございますし、全体的に総合健診のお知らせは個別に各家庭に予定表を配布したり、そのような対応をしているところでございますが、今後も引き続きその辺の対策を強化かしてまいりたい、このように考えているところでございます。議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、防犯灯の設置についてでございますが、まず初めに八千代町防犯灯LED化事業についてご説明をさせていただきます。この事業は、令和2年度に事業をスタートしまして、既存の蛍光灯の防犯灯やナトリウム灯の通学路防犯灯など、全ての防犯灯をLED化し、さらに行政区や学校からの要望を基に、新規のLED防犯灯を追加設置するものでございます。また、維持管理につきましても、それまでは各行政区や関係各課でそれぞれ管理していたものを消防交通課で管理台帳システムにより一括管理しまして、さらに機器の使用料、設置工事費、修繕料を含めたリース契約とし、電気料につきましても町が一括して負担することとしたものでございます。

議員ご質問の1点目、防犯灯の設置台数、年間の電気料、防犯灯の年間予算と、2点

目の質問の通学路防犯灯の設置台数、年間の電気料というご質問でございますが、先ほどご説明しましたとおり、令和2年度より町内の防犯灯は全て消防交通課のほうで一元管理となっております、通学路防犯灯として分けて管理はしておりませんので、1点目と2点目のご質問に関しましてまとめた数字で答弁をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。まず、設置台数につきましては、令和2年度の事業開始前の時点で行政区管理の防犯灯が1,020基ございました。それから、学校教育課管理の通学路防犯灯が429基、都市建設課等管理の道路管理灯が54基、合計で1,503基ございました。その後、現地調査と行政区への要望取りまとめを行いまして、既存の防犯灯の1,503基にプラスすること921基をさらに追加いたしまして、当初整備分として2,424基のLED防犯灯を整備いたしました。さらに、令和4年度と令和5年度でそれぞれ要望に基づきまして、30基ずつ、合計60基を追加設置いたしまして、現時点で2,484基のLED防犯灯が設置されておる状況でございます。

次に、年間の電気料についてでございますが、令和3年度の電気料は448万9,127円、令和4年度の電気料が546万7,459円でした。年間予算についてでございますが、令和3年度はリース料が660万円、電気料金が600万円で、合計1,260万円、令和4年度につきましては、リース料が668万4,000円、電気料金が600万円で、合計1,268万4,000円、令和5年度は、リース料が685万2,000円、電気料金が602万7,000円で、合計1,287万9,000円となっております。

LED化の効果といたしまして、防犯対策でなく、LED化により電気料金が約半分に削減できたことから、昨今の電気料金の高騰への対応や地球温暖化の観点ということからは二酸化炭素排出量の削減につながっているものと考えております。

ご質問の3点目、今後の設置への取組についてでございますけれども、町では八千代町防犯灯設置要綱により設置基準を定め、その設置基準に基づき、小中学校で指定された通学路や事故、犯罪等の危険度が高い場所に優先的に設置を進めております。場所の選定につきましては、毎年度当初に行政区長さんに設置の要望箇所の取りまとめをお願いしまして、基準に合致する箇所のうち、毎年30か所に追加設置をしております。令和6年度以降につきましても、段階的に増やしてまいりたいと考えております。もし要望がございました場合には、行政区長さんを通じて町の消防交通課のほうに要望を上げていただければと思います。

また、LEDの光が農作物への育成に影響を及ぼすことも懸念されておりますが、光

の届く範囲を抑制する遮光板などを設置するなど自然環境等にも配慮しながら、住宅地だけでなく、農地に隣接する道路も明るく照らし、議員ご指摘のとおり、児童生徒や町民の皆様が安心して通行できるとともに、犯罪の未然防止や防犯対策の強化が図れるよう、さらなる防犯灯の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えさせていただきますと思います。

私の質問は、がん対策への町長の所見ということでございます。所見ということでございますが、意見という形になろうかと思えます。議員ご指摘のとおり、日本人の2人に1人ががんにかかるという形で、1981年の調査以降、四十数年連続して日本人の死因の1位という形でございます。あらゆる病気の中で最も死亡率の高い病気という形であります。長年日本人が苦しめられているわけでありますが、初期にほとんど自覚症状がないというのがこの病気の怖いところ。そして、対策として検診などを推進しておりますが、そういう中においても既に進行していると、こういうケースも見受けられる。対策として、早期発見、早期治療、こういうものが大事であろうということが言われております。そして、今申し上げたのは少し前の話でありまして、最近の研究によりがんは予防できる病気であることが分かってきている。そして、がんの危険因子の多くは生活習慣にある、これが一番根本的な原因として生活習慣、そしてまた遺伝性のものもあるという形でありますが、多くは生活習慣に起因していると、こういう形でございます。先ほど保健福祉部長のほうから数字の公表がございました。いずれも20%に満たない検診率。どのがんに対しても受診率が大変低い。これは2年前の話でありますが、1度この議会の一般質問で私は述べさせていただいたことがあります。ある大学の先生がこういう話をしました。調査しましたところ、八千代町を調査したわけです。そのときに、こんなに健康に対する意識が低いところはなかなかありませんと。こういう言葉を聞いて、私、大ショックを受けました。そして、いろいろな近代的な話をする前に、まずは健康診断に対する意識というのを高めていただきたい、これが私の願いという形で、その対策としては、保健センターを中心とした保健指導、そしてまた食生活改善委員の皆様における生活習慣の改善、こういうものが有効であろうなというふうに思っています。

危険因子というのが喫煙、塩分の取り過ぎ、野菜、果物不足、熱過ぎる食べ物の取り過ぎ、動物性食品の取り過ぎ、多量の飲酒と、このような5つの日頃の生活の中にある危険因子というものはデータ上発表されているという形でございます。いずれにしましても、早期発見、早期治療、このことを保健センター、あるいは食生活改善委員の皆様を通して八千代町の皆様のがん予防に寄与させていただければという考えでございます。そしてまた、大事なのは、がん患者に対する理解、これが必要であると私は思っております。

次に、防犯灯の設置につきましては、ただいま総務部長から答弁があったとおりでございます。少子高齢化社会において、防災、防犯体制の整備など、安全、安心なまちづくりはますます重要な課題となっております。令和2年度から防犯灯LED化事業により、現在2,484基のLED防犯灯が設置されておりますが、子どもたちの安全と住民の皆様快適な暮らしを守るため、引き続き整備を進めてまいります。LED化につきましては、当初これを導入するに当たって、電気代が今までよりも安くなりますよ、LEDは故障が少ないですよ、そしてCO₂の削減になりますよ、このような説明を受けまして、町として取組を始めたものであります。また、このほかにも犯罪の未然防止や防犯対策の強化を図るため、防犯カメラの設置事業も進めております。現在、町内の国県道の主要な交差点には23か所、41基の防犯カメラが設置してあります。また、令和2年度には行政区を事業主体とする防犯カメラ設置補助事業を独自に実施いたしまして、町内60か所に89基の防犯カメラを設置いたしました。一方で、こうした防犯灯や防犯カメラといったハード面の整備、強化に加え、警察や防犯関連団体との連携を図り、一層強化し、町ホームページや公式LINEなどSNS関係や防災無線などを用いた周知啓発活動なども強化し、犯罪を起こしにくい環境の整備を図ってまいりたい、このように思っております。近年、不審者からの声かけやスマートフォンで無断撮影されるなど、子どもたちや親御さんを不安にさせるような事案が発生しています。大切な子どもさんたちの未来を守るため、安全教育の充実や見守り隊への支援といった自助、共助と併せ、町としては先ほど申し上げましたような対策をさらに強化することで公助の役割を果たし、町民の皆様が安心して暮らしていける地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1 番、赤荻妙子議員。

1 番（赤荻妙子君） 今後の取組、よろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 以上で1 番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、2 番、赤塚千夏議員の質問を許します。

2 番、赤塚千夏議員。

（2 番 赤塚千夏君登壇）

2 番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

大きく2 項目について質問させていただきます。まず最初に、小中学校の給食費の無償化についてです。子どもたちにとって学校給食は、適切な栄養の摂取における健康の保持増進はもちろんのこと、友達と楽しい時間を共有し、その中で苦手な食材にチャレンジする機会ともなりますし、生産者への感謝や食文化の伝承など、大切な学びの時間ともなっており、学校給食法でも学校における食育の推進と明記され、教育の一環として位置づけられています。

一方、憲法26条第2 項には、義務教育はこれを無償とするとありますが、教材や制服など、実際にはまだまだ保護者負担が大きく、物価高騰が追い打ちをかける中で、今ほど給食費の無償化が求められているときはありません。まずは、子育て世代の置かれている現状をどう認識し、給食の無償化についてどうお考えかをお聞きいたします。

2017年に文科省が行った全国の自治体の学校給食費実施状況によれば、小中学校ともに学校給食の無償化を実施しているのは76自治体であったのが、「しんぶん赤旗」の調査によると、今は、5 年間たちましたが、その間491自治体にまで増えています。近隣では、筑西市が11月17日の臨時会で須藤市長が、物価高の影響で保護者負担が増しているとして、来年度も学校給食費の継続をしっかりとやっていきたいということを表明しています。今こそ八千代町でも学校給食費無償化に踏み出すべきです。来年3 月まで八千代町でも給食費の無償化は実施されておりますが、来年4 月以降はどのように考えておられるのかお聞かせください。

次、2 項目めのデマンドタクシー、八菜まわ〜る号の利便性向上について、3 点ほど質問させていただきます。公共交通基盤が脆弱な八千代町では、運転免許証を返納した

後の受皿として八菜まわ〜る号が運行されています。高齢者が外出できず、家に閉じこもってしまうと、孤立を深め、認知機能の衰えを招くことにもなりかねず、気軽に外出できる交通手段のさらなる整備、充実が求められています。八菜まわ〜る号が導入された2020年に比べ、現在では停留所なども公共施設や医療機関にとどまらず、飲食店や美容室、学習塾などにも広がってきていることや、まだ決定ではないとのことですが、今後ダイヤ改正も検討中とお聞きしました。利便性の向上に取り組まれている町長はじめ、担当課の皆様には敬意を表します。ただ、この停留所が増えてきたことなど、私自身は担当の方にお話を聞くまで全く知りませんでした。せっかく利便性向上に取り組まれてきたのですから、町民の方にももっと広くお知らせすべきと思いますが、どのように広報なさっているのかをお尋ねいたします。

2点目は、利用者の現状についてです。この間、気軽に買物に行けないので、週に1回まとめ買いをしているという方からお聞きしたのですが、荷物は膝の上に乗るだけにしてくださいと言われてしまったそうです。また、足の悪い方が、自分では重い荷物を玄関まで運ぶことすらできないのに道路際に降ろされてしまったということを嘆いておられました。このような利用者の現状をどう考えておられるのでしょうか。町のほうでは、そういった利用者の声にどう対応するべきとお考えか、お聞かせください。

最後、3つ目は、下妻駅や近隣市町村の医療機関などにもルートを延伸してほしいという声です。整骨院や歯科医院など、八千代町にも充実している科目もございますが、眼科や耳鼻科など診療科目によっては八千代町には皆無で、近隣市町村の医療機関での受診を余儀なくされております。一部の病院では送迎バスも運行しておられますが、これはやはりまだ一部に限られており、送迎してくれる親戚の方や知人がいなければ民間タクシーしか交通手段がありません。少ない年金で生活しておられる方は受診を諦めてしまうことにもなりかねません。高齢者の命を守るためにも、ルートの延伸を検討すべきではないでしょうか。町の見解をお聞かせください。

以上、大きく2項目についての答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの利便性向上についてのご質問にお答えをいたします。初めに、利

利用者拡大に向けて、どのような広報をしているかでございますが、当町におきましては、令和2年10月より町内全域を運行するデマンド交通「八菜まわ〜る号」が運行を開始し、3年間が経過しております。利用促進の方策といたしましては、ホームページでの周知のほか、周知用パンフレット、こちらの配布、設置を行うとともに、10月には「広報やちよ」を活用しまして、無料の乗車券を配布してございます。先月開催されました八千代の秋まつりにおきましては、八菜まわ〜る号の車両を展示するとともに、利用者登録のブースを設置しまして、登録者数の増加を図ってまいりました。

また、近年、高齢者による交通事故が多発し、社会問題にもなっておりますので、運転に不安のある高齢者の方には、運転免許の自主返納を促し、返納していただいた方に、八菜まわ〜る号の乗車券、こちらを30枚無料で配付しているところでございます。

八菜まわ〜る号の利用状況につきましては、令和2年度は半年の運行でありましたけれども、運行日数が121日、延べ利用者数は1,529人、1日平均12.6人の利用となっております。令和3年度につきましては、運行日が240日、延べ利用者数2,936人、1日平均12.2人の利用となっております。令和4年度は、運行日が241日、延べ利用者数3,102人で、1日平均12.9人の利用となっております。令和5年度は、11月までの8か月間の数字でございますが、2,171人で1日平均13.4人となっております。コロナ禍の状況ではございましたが、年々利用者が増加している傾向でございます。

また、令和5年11月30日現在の利用登録者数は848人となっております。停留所の数のほうは、先ほど議員のご質問にありましてとおり、年々増えておりまして、現在90か所でございます。利便性向上を目的に、停留所等の増加のほうも図っておりますが、本年度は学習塾など8か所を増加いたしました。

また、議員のご質問にありました車両への持込み可能な荷物の量に関しましては、八菜まわ〜る号は乗り合いの公共交通機関ということであることから、現在は膝の上に乗せることができるものを持ち込んでいいですよというような決まりにしております。ほかの同乗者も乗り合いですので、いる場合も考慮しましてこのようなルールをつくったところでございますが、今後協議をしていきたいと考えております。

また、荷物運びが困難な方へのドライバーの補助につきましても、こちらも八菜まわ〜る号が旅客運送事業でございますので、交通上の安全を第一として、原則は補助しないこととしてございます。乗り合いということですので、運転手が離れるのが難しい状況なので、補助しないこととはしておりますけれども、車両の駐車場の状況や利用者

の状態などによって補助することができないか、交通事業者の方と協議をしていきたいと考えております。

次に、近隣市町へのルート延伸についてでございますけれども、八菜まわ～る号の近隣市町への乗り入れにつきましては、民業圧迫となる部分もございますので、交通事業者の意見を十分に確認、聞きながら、慎重に進める必要があると考えております。また、乗り入れ先となる自治体における公共交通会議、こちらでの同意も必要となりますので、近隣自治体との情報共有や意見交換、こういったものを進めながら、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、子育て世代の現状を認識し、給食費の無償化についてどう考えるかについてですが、まず学校給食につきましては、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食育の推進を図ることを目的に実施しているものでございます。学校給食の負担につきましては、学校給食法において、施設設置や運営に要する経費は施設者負担、食材費につきましては児童生徒の保護者の負担という規定がございます。令和5年12月1日現在の給食受給者数につきましては、小学校児童で930人、中学校生徒で507人でございます。しかしながら、近年の物価の上昇により、子育て世代への経済的負担が増しているという状況は町としても認識しているところでございます。当町におきましても、子育て世代の経済的負担軽減という観点から、先ほど来議員からご質問がありましたように、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和4年度に5か月間、本年度8か月間の給食費の無償化を実施しているところでございます。さらに、給食向上助成事業の実施により、児童生徒1人当たり年間9,000円の助成を行っているところでございます。また、就学援助を行っております準要保護児童生徒の給食費につきましては、就学援助費として全額町が負担しているところでございます。

学校給食費の無償化につきましては、先ほど来申し上げておりますように、子育て世代の経済的負担軽減につながり、少子化対策や定住促進対策としても有効でございます

ので、今後、関係部局と調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。議員各位のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号2番、赤塚千夏議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

学校給食費の無償化についてという形の中で、最初に子育て世代の現状認識ということでございますので、そちらから入らせていただきたいと思います。今、失われた20年という話のほかに、さらに10年加わって、失われた30年という話が国会等、国でも問題になっております。その中で大きな問題は、皆様の所得が上がらない、これがあるわけです。所得が上がらないのに経費はかかる。そして、子育て世代はまともにそのあおりを食っている、そういうことが言えるわけでありますが、経済負担としまして、毎月ですが、生命保険も払う。そして、自動車維持費、大変大きいです。そしてまた、家のローン、家賃を払う。そしてまた、毎月の食費。そして、物価高騰により生活費、大変な負担が発生している。そしてまた、やはり生活していく上ではお小遣いも必要である。こういう中において子育て世代の方が大変苦しんでおるという形は、このような認識でおります。いわゆる給料は上がらない形の中で、共稼ぎで働く、あるいはいろんな働く形態ありますが、その中においてもなかなか出ていく経費が大きくて苦しいだろうな、それは自分でもそういう認識でおります。

給食費の無償化は、保護者の経済的負担の軽減になることはもちろんでございますが、少子化対策、定住、移住の促進、さらには人口増などにもつながる施策であると考えております。今年度、学校給食センターの調理と配送業務を民間業者に委託したことによる運営経費の削減、そしてまたふるさと納税が順調に伸びている状況などを鑑み、今後新年度予算に反映できるよう前向きに検討を進めているところでございます。調査によりますと、完全無償化が茨城県内で7つ、第3子から、そしてあとは第2子からと、こういう工夫した取組も考えているようでございます。私は、今のところ教育部長のほうには、一度始めるとこれを途中でやめるわけにはいかないという形になる。八千代町の体力と相談しながらということになります。あまり中途半端なことはしたくないという形も考えておりますので、これはいい方向で結論が出るよう進めてまいりたい、この

ように今は答弁させていただきたいと思います。

そして、続きまして、デマンドタクシーの利便性向上についてであります。おかげさまで議会のご了承を得まして予算を計上させていただいて、年々利用される方が増えております。愛くるしい、かわいらしい姿でこの町内を駆け巡っているという形になります。利便性向上についてのご質問でございますが、デマンド交通「八菜まわ〜る号」につきましては、年々利用者が増えている中でございます。特に活躍の場は広くて、さきのコロナ禍においても数回に分けて予防接種、公民館で八千代町は集団接種という形を取りましたが、そのときも無料で皆さんを会場まで運んでいただくということで、大変それはよかったというような声も聞かせていただいております。これは町民への利用促進を図るとともに、利用者からの要望を伺いながら利便性の向上に向けての改善を続けてきまして、利用促進を図っていききたいと、このように思っています。

なお、車両への持込み可能な荷物の量につきましては、座席部分では厳しい状況ですが、トランクを活用するなど検討の余地もございますので、交通事業者としっかりと協議をして対応してまいりたいと思います。

本年度は、八千代町地域公共交通計画の策定を進めております。その中で、八菜まわ〜る号の利便性向上や近隣市町村へつなぐ公共交通の手段、さらには国で議論されているライドシェアなどの新しい公共交通の必要性も八千代町公共交通会議においてしっかりと協議、検討を進めて、八千代町に適した公共交通の構築を図ってまいりたいと思います。

議員ご指摘の隣接市町への乗り入れという形について、これは当初からデマンド交通を交通対策協議会で検討した時点から議員さんの中から、町内だけではなく、もっと幅を広げるべきだという大きな課題の一つとして取り上げられていた問題でございます。私も広域行政の中で、西南中央広域、あるいは下妻広域という枠組みの中で、各首長に打診をしたりもしています。そして、一番近いところでは下妻、ある程度八千代の生活圈、下妻と八千代というのはつながっているわけですが、市長とも話をしているわけがあります。一つの問題として、交通対策協議会、ここでの了承が必要という形でお互いにありますから、それをさらに深掘りしてまいりたいというふうに思っています。

1つだけデマンド交通の話をさせていただきますと、いろんな交通手段の選択があったのですよね。大通りを小型バスで通しましょうという話もありました。ところが、実際には大通りまで行けない、そういう方がいるので、八千代町の場合は家の庭先まで小

回りの利く車で乗り込んで行って、高齢者の方、あるいは足に障害がある、あるいはいろいろな問題があって遠くまで行けない人を軒先まで行って乗せて目的地へ運ぶ、こういう目的のために小型自動車の選択を委員さんがしてくれたというわけでありますが、私は今のところ大正解だというふうに考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問させていただきたいと思います。

まず、学校給食のほうですけれども、学校給食法の第11条で、食材に関しては保護者が負担することになっているということを教育長のほうからご紹介がありましたけれども、昨年10月の国会で我が党の小池参議院議員は、国による小中学校給食費の無償化実施を求めた際に、岸田首相は、自治体が補助することを妨げるものではない。無償化については、自治体において適切に判断していくものというふうに答弁しておりますので、この学校給食法の規定を根拠に給食費無償化ができないという理由にはならないと思います。また、児童生徒数の少ない八千代町では、年間わずか7,000万円の増額で実現可能です。八千代町は、ふるさと納税も結構成功しておるようですし、14億円もの財政調整基金があることを考えれば、財政事情のほうも問題にはならないのではないかと考えております。

先ほどから教育長も町長も、若い人たちの人口流出のためにすごく有意義な取組だということは認めていらっしゃいましたので、できるだけ早急に結論のほうを出していただきたいなと思っております。継続のほう、いつ結論いただけますか。そのいつ頃の見通しというのかだけお答えいただけたらうれしいなと思っております。

あと、デマンドタクシーについてなのですが、ホームページの情報ですと高齢者はなかなか目を通しにくいので、紙媒体での広報をお願いしたいと思うのですが、広報やちよ」と情報量が多いので、別刷りで1枚、時刻表と停留所なんかを書いてあるのが、時々でいいので、出していただけたらいいかなと思っております。

乗車券の配布なんかはすごく素晴らしいことだと思いますので、これからも継続お願いいたします。

また、荷物の持込みに関してなのですが、もちろん乗合タクシーですから隣の

座席に置けないというのは、もちろんほかの方が座れなくなってしまうような場合お断りするのは当然のことかと思いますが、今1日の利用者数が12.何人という状況ですので、割合空いている時間のほうが多いのではないかと思いますので、その場その場の臨機応変な対応をお願いできないかなというふうに思います。先ほどトランクを利用するというのも検討しているということでしたので、シルバーカーはたしか予約時に申込みすれば持込みできると思いますので、あらかじめ予約のときに、荷物トランクに入れてくださいみたいな予約のシステムを構築するとか、一番は臨機応変にやっていただけのが一番かなとは思うのですけれども、何らかの検討をお願いしたいなと思います。

あと、高齢者の手助けですかね、運送業なので、あまりできないみたいなお話でしたが、町長はよく当町のまちづくりの基本姿勢は人とのつながり、心の豊かさを大切にとご挨拶されております。それは、困った方がいたら手を差し伸べるということではないのでしょうか。様々な利用者様への対応にドライバーも苦慮する場面もあるとは思いますが、初めからこれはできない、これは駄目というふうに決めつけるのではなくて、本当に手助けを必要とされている方がいるのなら可能な限り対応をお願いしたいと思います。トラブルをいかに避けるかという視点ではなく、町民が安心して利用できることを最優先に取り組むべきではないでしょうか。その辺ももう一度だけ町長の見解をお聞かせいただけたらと思います。

ルートへの延伸につきましても、一口に近隣市町村と言いましても距離は様々ですし、いろいろ難しい点もあると思いますけれども、何より気軽に医療機関を受診できる環境、これは高齢者の健康維持に欠かせません。タクシー事業者との利害情勢など様々な課題があることは理解しておりますけれども、近隣市町村の医療機関への延伸を、近くの一部の医療機関からでもいいので、少しずつ停留所を増やすとか、それができないのであれば月1回でもいいので、民間タクシーで使える往復タクシー券を配るみたいな、何か交通弱者への支援を検討すべきと考えます。その辺の見解、もう一度伺わせてください。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 2番、赤塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

憲法解釈と岸田首相の地方自治体にお任せするという形であります。私が先ほど説明

の中で、恐らく給食の無償化というものは、一端始まればこれは継続するという形を考
えております。なぜ私が昨年この考えを出さなかったかということについては、財源の
確保の中で、やはり自主財源の強化というものをやっている最中でありました。その前
ふるさと納税、4億7,000万円だったのです。それが9億円になったと。たまたまなっ
たのか、あるいは力そのものがついたのかというものを判断するために今年まで来たわけ
ですが、どうやら今年の金額を見ますとそういう農業の力があつたのだなという判断を
しているわけでありまして。そして、あくまでも地方行政については、自己決定、自己責
任、これは地方分権のルールという形になります。私としましては、給食無償化につき
ましては、担当部局のほうには前向きにという形で指示をしているというところに今日
はさせていただきたいと思っております。そして、いつかということになりますと、私どもが
議会に出す当初予算というのは3月の議会ということでございます。議員の皆さんにお
諮りいただくという形でございます。しかし、当初は1月中にはまとめていくという形
になりますので、まとめはしますが、外にはなかなか出せない状況という形になります。
あくまでも議員さんの議決を得た中で予算執行と、このルールでございます。

そして、2番目、人と人とのつながり、そして心の豊かさを大事にする、そういう形
において手を差し伸べる、こういう解釈でございますが、私はこういう経験があります。
昔、上司だった方が脳卒中で倒れまして、そして手足がよく利かないです。玄関で座っ
ていまして、立とうとしたときになかなか立てない。しかし、私が手を差し伸べよう
とした瞬間思ったのです。たしかこの方プライドが高いので、恐らく手を私が出しても要
らないと言うなど。自分でできるだけ努力するのだ、そういう先輩であつたなというの
を瞬時に思い出しまして、少し拝見させていただいたところ、やはり自力で立ち上がっ
た。私そのとき手を差し伸べなくてよかつた、こういう経験もありまして、その方の自
己による力をどれだけ気力として出せるのか。ですから、そういうものも判断しながら、
ドライバーの方がどのくらい判断できるか、そういうことにもなるのかなというふう
に私は考えているわけでありまして。

もう一つは、民間タクシーの交通弱者への対応であります。弱者については、交通
基盤の脆弱な八千代町において、買物弱者、交通弱者、たくさんの弱者の方がいます。
移動手段として公共交通の利便性の確保、町に合ったような交通体系をつくるというの
は大事なことになってまいるといふふうに思っています。今後、交通対策協議会の中で
皆さんにそういう課題を示しながら、町の独自の公共交通体系をつくり上げていきたい、

そういうふうを考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、議長より許可をいただきましたので、最後に一言だけお話しさせていただきたいと思います。

給食費に関しては、期待して待っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、デマンドタクシーのほう、手を差し伸べるというのは、町長が言われたようにいろんなケースがあると思うのですけれども、せめて利用者様からこれお願いしていいですかと言われたことぐらいドライバーの方にもちょっとだけお願いできたらいいかなという程度なので、ぜひそんなに難しく考えずにやっていただけたらうれしいなと思っております。

以上、お願いいたしまして、私からの質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 赤塚議員、要望でいいですか。答弁欲しいですか。

2番（赤塚千夏君） 答弁は大丈夫です。

議長（上野政男君） 要望。

2番（赤塚千夏君） はい、要望でよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 以上で2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時44分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時01分）

議長（上野政男君） 次に、4番、吉田安夫議員の質問を許します。

4番、吉田安夫議員。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は、行政区の設置と区長報償について、それから町は議会にどのようなことを望むのかということで質問させていただきます。

私が今この場に立たせていただきました大きな理由の一つが行政区長問題であります。今年の4月に、私の行政区は10班に分かれていますけれども、その班長を仰せつかったときに、今回のこの質問内容が決まったわけです。

それでは、お伺いたします。1点目は、大字平塚には8行政区ありますが、その中の3行政区、行政区の名前は申し上げませんが、その設置された設置条例、これはあるのかどうか。それはいつ頃なのか。法的根拠はということです。

次に、2点目なのですが、行政区を設置しないで単独の自治会とか、それから農家組合とか、そういうところに町の伝達方法として、町の仕事の一端を委託しているような自治体は茨城県にあるのか、あるいはまた全国にはそういう自治体はどのくらいあるのか、それをまずお聞きしたい。

それから、3点目は、昨年区長さんに支払われた報酬の、副区長さんはその半額だと思いますから、区長さんに支払われた報酬の平均、これをお聞きしたいと。

それから次に、4点目なのですが、これが私の大きな一つの質問する課題なのですが、私の行政区は区長さんたちが町からいただいている報酬のほかに、金額は申しませんが、1戸当たり幾らという形で区長さんと副区長さんに差し上げるお金を集めているわけです。私の考えでは、うちのほうの行政区が集めている1戸当たりの金額はちょっと高いのではないかなというふうに私は感じております。ですから、そういう自治体が62行政区の中で幾つぐらい、町から出ている報酬のほかに町単独で差し上げている手当みたいなものが払われている自治体は幾つあるのか、それを聞きたいと。

それから、5点目なのですが、月に2回は必ず区長さんのところへ役場の仕事に来ます。それにはいろいろ、町の広報もありますけれども、広報のほかに回覧板、それから各課のいろんな通知文、そういうものが大きい書類袋に一括に入れて、もし八千代の全世帯にそれを月に2回郵送した場合、郵便料金は幾らかかるのか。そういうものと区長手当を比べてみてどうなのかということをお聞きしたいわけです。

それから、最後に、町長さんには特に聞きたいのですが、今の議員報酬をもうちょっと考える、考えるというのはいい方向で考え直すお考えはあるのかどうか、それを最後に町長さんにお伺いしたいと思います。

職員の方に文書を、使送と私なんか呼んでいたのですがけれども、昔。今でも各行政区

への文書の配達に使送なのかどうか。もしそれをやっていたら、時間外ぐらい職員に見てあげてください。ちょっとこれ余分ですけれども。

それから次に、特にこれは町長さんにお答えしていただきたいのですが、今の議会の機能というのをどのようにお考えか、野村町長さんの得意なところでじっくりとお聞かせ願いたいと思うのです。

私も全国町村議会の資料をちょっと、私こういう事態に至ったわけですから、ちよろちよろっと読ませていただきましたら、全国町村議会資料の中で書いてあるのは議員属性の偏りと。議員属性の偏りって何だっぺと思ったわけですが、いわゆる若者や女性や、昨日も野村町長の答弁の中に八千代は80%以上がサラリーマンだというようなご答弁がありました。そういう若い人や女性やサラリーマンなんかは何で議会に出てこれないのだろうと。それは当選するしないは別にして、そういうふうになんか手挙げられないのだろうと。それが町村議会の研修会なんかで言っている議員属性の偏りというところではないかなと思うのですが、この辺の町長さんの考えをお伺いしたいと思います。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

初めに、行政区の設置と区長等の報償についてご説明をさせていただきます。まず、大字平塚でございます天王木と番田、築越と六軒、道前と六保の3行政区がそれぞれ合併された時期ということでございますが、行政区の区域につきましては、八千代町行政区長及び副区長設置規則により定められてございます。同規則が制定された昭和49年3月時点でそれぞれ行政区として合併してございました。

また、行政区設置の法的根拠及び設置条例につきましては、八千代町行政区長及び副区長設置規則に、行政事務連絡の利便と合理化を図るため、町内を62の行政区に分割するという規定がございます。

次に、行政区を設置しないで、自治会や農家組合など自主的な団体に行政の仕事を委嘱している自治体があるかというご質問でございますが、全国的に調査した公的な統計データはございませんけれども、茨城県内の状況といたしましては、令和2年の11月に五霞町が県内の全市町村に実施した住民自治組織に関するアンケートがございます。こ

のアンケートによりますと、行政区、自治会、町内会など名称の違いはございますけれども、県内全ての市町村で当町の行政区に当たる自治会組織が存在しているようでございます。

また、当町における行政事務の伝達方法の実態についてでございますけれども、議員さんのご質問にもありましたように、町からの伝達に関することにつきましては行政区長さんをお願いをして、保健衛生に関する事務については副区長さんに、それぞれ毎月2回の文書使送という形で各行政区の住民の方に伝達をお願いしているというような状況でございます。

次に、昨年度に支払われました区長さんへの報償費の単純平均額でございますけれども、区長報償につきましても八千代町行政区長及び副区長設置規則第7条及び別表第2に規定されておまして、均等割額が12万円、それに行政区の加入している戸数に1,300円を掛けた額を合わせてお支払いをしております。区長報償の単純平均額といたしましては、昨年度の区長報償の基準日が令和4年9月ですけれども、これを基にした行政区の加入戸数の平均が約78戸でございますので、78戸を基準として平均的な報償を算出いたしますと22万2,700円になります。

次に、行政区独自で区長、副区長さんに報償等を支払っている行政区は何地区あるのかというご質問ですが、聞き取りをしましたところ、62行政区のうち37行政区ということでございます。行政区独自の報償等につきましては、各行政区が自主的に実施をしているものでございまして、行政区長等の業務は町からの依頼業務だけではなくて行政区独自の業務もありますし、また業務量につきましては行政区によって異なりますので、行政区独自の報償の有無、また金額の比較は一概には難しい状況であると考えております。

次に、毎月2回行政区に依頼をしている使送文書、これを個別に郵送した場合経費でございますけれども、「広報やちよ」を100グラム以下の定形外郵便で郵送するとして試算いたしますと、町内全世帯に個別で郵送した場合は年間で2,470万円程度の経費、郵送料となります。

最後に、現在の区長報償を見直す考えはないかでございますけれども、行政区長の業務につきましては、町からの広報紙や回覧などの文書の配布から各種役員の選出、会議への出席、募金、協力金の取りまとめなど非常に多くの業務を依頼しております。町から区長に支払う報償につきましては、近隣自治体と比較いたしますと高い水準ではありません。

ますけれども、町からの依頼業務の内容を勘案いたしますと決して高過ぎる水準ではないかと認識をしております。

また、近年、定年の延長などによりまして、現役でお仕事をされている区長さんが増えている状況、これを踏まえまして、町といたしましては昨年度から区長さんの業務の負担軽減、これに向けた取組を開始してございます。昨年度、区長さんを対象に、行政区運営等に関するアンケート調査を実施しましたところ、役員等の推薦依頼の削減や配布チラシの削減、募金、協力金等の依頼の削減などについてのご意見を数多くいただきました。町といたしましては、行政区長の負担軽減に向けた取組を、この3点を中心に見直しを進めているところでございます。今後は、さらに、役場からの依頼業務に加え、地域コミュニティの在り方についても、地区長をはじめ行政区長の皆様とともに考え協議を重ねながら、行政区役員さんの負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

答える順番を先に、町は議会に何を望むかのほうからお答えさせていただきます。そして、私への質問は、議会の機能をざっくりとどのように考えているかというご質問でした。議会の皆さん、選挙という厳しい一つの壁を越えて、ここにおられるわけでありまして。そして、議会の役割として私は考えているのは、町長の施政方針をただす、そして行政の方向性をただす、監視役としての機能を持っている、そういう形になります。数々の議案を提出させていただいておりますが、それらは全て地方自治法等によって議会の議決を要すると、このように法律で決まっているわけでありまして、議員さんの役割はそういうものであるというふうに思っております。また、一方で、あるときは車の両輪というふうに例えられております。まちづくりを進める上で、地域づくりを進める上で、議会と執行部が一体となって同じ方向を向く。民主主義ですから多数決の形ではございますが、まちづくりについて八千代町をよくする。その目的に向かって一つの車輪として進んでいく、そのような関係にあるのだろうなというふうに思っております。

まず、法改正により議員定数はどのようになったか。また、以前の八千代町はどうだったかの質問でございます。職員定数に関する最近の経緯を見てみますと、行財政改革

への積極的な議会の取組として検討を重ねられ、平成19年10月1日の条例改正により、定数が18名から14名になり、4名減となりました。平成29年には、八千代町議会議員定数調査特別委員会が設置され、審議を重ねられまして、住民の意見を町政に反映させるためには現状維持が適正ということで結論を得たと報告を得ております。平成29年のことです。また、令和5年9月議会におきましては、八千代町議会議員定数調査特別委員会の設置が決まり、今後、議員定数に関する調査を進められるということで承知しております。適正な議員定数につきましては、議会できちんと話し合っただき、その結果について町民の方に説明し、理解を得られるように移行していければいいのではないかなというふうに思っております。

そして、次に、町村議会不要論や行政の追認機関などと評されている理由の一つに議員属性の偏り、これがあるのではないかとというご質問でございますが、私としましては、議会は不要どころか、地方財政や諸政策に対するチェック機能や議論の場としての役割は今後ますます大きくなるというふうに考えております。理由については、冒頭申し上げたとおりでございます。

一方で、議員さんのご指摘の属性の偏りについてのデータとしまして、朝日新聞の独自調査によりますと、全国の地方議会における49歳以下の若手議員の割合は16%、女性議員の割合は15.6%といずれも低い割合になっております。また、内閣府男女共同参画局の2023年6月作成の「全国女性の参画マップ（地方議会編）」によりますと、全国の町村議会における女性の割合は12.2%でさらに低い割合となっております。また、41の都道府県において女性議員がゼロの市区町村議会があるとの報告もあります。今回八千代町では2名の女性議員が当選され、初議会に臨まれております。今後のご活躍を期待しておりますが、14名中、女性議員が2名という割合は14.2%で平均より若干上の割合というふうになるわけでございます。偏りの問題は全国的な課題と考えられます。

刻一刻と目まぐるしく変化する社会において、これからの課題の検討や政策を実施するためには住民の合意が必要不可欠であると思っております。議会は、住民各層の代表者が忌憚なく議論する場であり、大方の住民が納得できるような結論に導く責任があろうかと考えております。八千代町におきましては、年代も性別も幅広い議員さんがそろっておりますので、今後も多様な意見や地域の特性を意思決定に反映させるため、議員各位の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

行政区の設置と区長等の報償につきまして、これ抜けてしまいました。申し訳ありま

せん。担当部長から説明がございましたが、行政区長さんを中心とした行政区制度につきましては、本町の地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしているとともに、町行政の円滑な運営を図る上で欠かすことのできない最も重要な組織制度であります。しかしながら、近年は、少子高齢化や定年の延長、また住民の意識の変化やコロナ禍による活動の停止などによって、これまでの地域コミュニティの仕組みでは運営が難しくなっていると感じております。これからの時代に合った形に変えなければならないというご意見を区長さんはじめ住民の方から数多くいただいております。特に区長さんにつきましては、町から広報紙や回覧等、文書の配布をはじめ、各種役員の選出、募金、協力金等の取りまとめなど非常に多くの業務を依頼しており、大変なご苦勞をおかけしている形でございます。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。町としましても、区長さんをはじめ、行政区の役員さんの負担軽減は重要な課題であると認識しております。行政区長さんへの依頼業務の削減につきましては、今まさに取り組んでいる最中というところでございますが、まずは長年廃止したいとの声が多く寄せられていた教育講演会費の集金依頼を令和6年度から廃止することといたしました。引き続き区長さんへの依頼業務の削減に向けて改革を進めていますが、今後はさらに地域コミュニティの在り方も含めまして、地区長さんをはじめとする行政区長の皆様と協議を重ねながら、よりよいコミュニティづくりを進めてまいりたいと思います。

答弁抜けてしまい、申し訳ありませんでした。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 時間も過ぎてきましたので、1点だけ。

議員定数なのですが、地方自治法か何か、五、六年前か数年前に改正になって、人口に対する議員定数の枠とあったのではないかと思うのです。そうしますと、その人口何万人に対して議員定数はここまで持てるよみみたいな、そういうのがあったのではないかと思うのですけれども、そのことだけ1点お聞きして終わりたいと思いますので、どうかお願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの吉田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

さきの改正は、定数を決めたのではなくて枠を取っ払ったのです。これは地方自治体

が自ら考えなさいよという話になりまして、今は定数の枠は自治法には記載されていない、取り扱われたという状況でございます。

議長（上野政男君） 以上で4番、吉田安夫議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、5番、谷中理矩議員の質問を許します。

5番、谷中理矩議員。

（5番 谷中理矩君登壇）

5番（谷中理矩君） それでは、議長の許可をいただきましたので、事前の通告に基づく一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回、大きく2点質問いたします。1つ目、農業振興における有害鳥獣駆除について、2つ目が児童生徒数減少を見据えた子育て支援についてになります。

1つ目、農業振興における有害鳥獣駆除について進めていきたいと思っております。有害鳥獣というと、かつてはムクドリであったりヒヨドリといった被害が多かったものの、近年ではカラスの被害が増えていると聞いております。特に梨といった果樹のところで鳥に大事な作物をついばまれてしまう。それによって商品としての価値がなくなってしまうといった被害があると把握しております。それ以外に町内で言うと、アライグマであったりハクビシンといった動物の被害を最近は多く聞いております。人家に侵入すると、鳴き声であったり、物音であったり、また排せつ物といったもので大変な被害を被ることになります。特に排せつ物は、臭いだけではなくて感染症のリスクであったり、そのほかネズミやダニといった新たな野生動物の侵入につながる可能性もあり、大変危険です。さらに、食性がともに雑食になっていまして、農業の町である当町は、動物たちにとっても歩けば幾らでも食べ物がある最高の餌場になってしまっています。これに対して、当町含め茨城県、行政においてもきちんと対策を取ってきているというのはある程度把握しております。特に特定外来生物に指定されているアライグマの完全な排除に向けて、茨城県は茨城県アライグマ防除実施方針、そういったものを定めておりまして、アライグマを完全に排除するといった方向に向けて動き出している。また、当町においても、わなの貸出しを行って、アライグマの捕獲に努めている状況と把握しております。参考に数字を述べていきますと、当町で最初にアライグマが捕獲されたのが平成26年度1匹が捕獲されたと聞いております。平成27年度はゼロ匹となっていまして、平成28年度は2匹、平成29年度は飛んで10匹になりまして、令和4年度になりますと72匹が捕獲

されている状況と県の統計ベースで確認させていただいています。また、県全体で見ますと、八千代町で1匹捕獲された際は、県においては135匹。翌年になると倍増して288匹。平成28年度になりますと419匹になりまして、去年の令和4年度になりますと、この数字初めて見たとき私も大変驚いたのですが、3,418匹となっております。大変アライグマは繁殖力が強くて、防除の方針を定めておりましてもなかなか進めづらい、なかなか捕まえられない、追いつかないといった状況にもなっています。また、ハクビシンは鳥獣保護法といった保護の対象にもなっておりまして、加えて個人でなかなか手が出せないものになっているというふうに把握しております。

また、今後においては、さらに大型の野生動物による被害が想定されます。茨城県の報告によれば、千葉県で大量発生中のキョンが県内でも確認されておりまして、少し前にニュースでもあったように、昨年12月に石岡市内のモニターカメラで確認されまして、今年に至っては9月に筑西市の大谷川にて確認されているといった状況でもあります。キョンというのは、中国や台湾原産の鹿の仲間にして、鹿より小ぶりな体、また植物を中心として、鹿より広い食性を持っています。話によると、千葉県内のテーマパークで飼われていたものが逃げ出して、さらに野生化して各所で繁殖してしまっているという状況だと聞いています。

また、さらにはイノシシの被害も今後見込まれる状況にあると考えております。既に隣の常総市であったり坂東市などでは利根川流域から繁殖域を広げてきたと言われていたイノシシがあちこちで暴れ回っているような状況と聞いています。今現在、町内では、そういったキョンであったり、イノシシの被害というのはまだない状況ではあるのですが、先ほどのアライグマの数の増え方にしても、これから町内の人口が減っていく、それと同時に動物の数が増えていく、そういったことも十分に考えられます。それによって様々な被害が想定されるわけです。野生動物による被害、農作物に関しては、なかなか今現状、町内で被害額といったものが数字として取りづらい状況、まだ取れていない状況かと聞いております。実際にもまだそこまで、1件1件に対して小さく動物がついばんでしまった。なかなか数を把握することが難しいかなと聞いております。ただ、今後そういった数がどんどん増えていくと、実際にどういった生息域、町内における生息域だったり、町内における被害であったり、そういったものも把握していく、調査していく必要が出てくるかと思えます。

また、農作物の被害にとどまればまだよいのですが、既にハクビシン、アライ

グマは人家に入ってしまう。今後、そういった人的被害、病気、感染症といったところがなかなか目に見えない恐ろしさとして私たちの暮らしのすぐそばに潜むことになってしまいます。この町に暮らす町民の体に直接被害が被る前に何らかの対策を講じなければならぬかと考えています。全ての町内の木々を切り倒す、自然を切り倒していくことで減らすことはできるかもしれませんが、農村地帯、自然と人の暮らしが調和した豊かな住環境を守る上では、それはまた少し違うかなと。野生動物と人間が暮らす、この境界線をうまくつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

これらの対策、実際に有害鳥獣の駆除期間というものが7月、8月、9月と定められております。その中で対策であったり、はたまたこういった期間の決定は、ある程度町長が裁量を持って決定できると聞いておりますので、その拡大であったり、そうした様々な対策、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

それに関連しまして、こうした有害鳥獣の駆除において、素人ではなかなか難しい仕事になります。猟友会をはじめ、専門的な技能を持った方々の協力が必要ではありますが、例を挙げれば猟友会、そういった野生動物と戦える、対応できる方の人数が減っている、また高齢化が進んでいる状況です。猟友会ピーク時は約200人いたそうなのですが、現在は20人を切るような状況で、最も若い方で50代。言うなれば人数が減り、高齢化が進んでしまっているというような状況にもなります。そうした人的資源を育てるための施策について、どういった取組を現状なされているのか、また今後の予定についてもお聞きしたいと思います。

続きまして、2つ目、児童生徒数減少を見据えた子育て支援についてお聞きいたします。先ほども赤塚千夏議員が質問されていたように、我が町においても給食費の無償化はぜひ進めていただきたい内容と考えております。子どもたちの安心した学習環境を整えていく上でも、給食費の無償化というのも大変重要ではあります。また、周辺自治体と比べられる内容にもなります。教育環境というのは、やはり親世代がどこで住むかというものを決定するに当たって、大変な指標になります。その上で、あの地区は、あの町は給食費がかからない。それゆえに、やはり子どもたちのこれからの未来についてしっかり考えてくれている町なのだ、そういうふうな考え、親世代、その町で子どもたちを育てていくような考えを持って移住をしてきたり、またこの町に住んでいる方々がこれからも八千代町に住んでいこうと判断できるような材料にもなり得ます。

また、当町含め、日本全国そうではあるのですけれども、人口が減っていきます。ま

た、児童生徒数が大幅にこれから減っていくことが見込まれます。仮に今現在給食費を無償化した場合に、ほぼ間違いなく給食費の町として負担せねばならない額というのが減っていくことになると思います。ただ、一方で給食費を無償化したことで、今度はこの町に暮らしたいというふうを考え、これからも住み続けてくれる方々、また八千代町に移住してくれる方々を考えると、もしかするとうれしい悲鳴かもしれませんが、給食費の負担がなかなか減っていかないかもしれません。それはどのタイミングで給食費を無償化するかわからないか、ぜひしていただきたいわけですが、その辺をどのようにお考えであるかお答えいただきたいと考えております。

続きまして、18歳までの児童生徒の医療費無償化の実現についてお聞きいたします。現在、マル福事業の広がりであったり、町独自の医療費の補助もあり、子どもたちに係る医療費というものが少しずつ削減されている状況であります。例えば小学生、1回当たりの診察が600円ほどで受けられるような状況にもなっていますし、未就学児は無料で診察を受けることができると把握しております。ただ、目指すべきは、やはり全ての児童生徒、18歳までの児童生徒全てが安心して医療を受けられるような環境であるべきと考えております。私自身幼少の頃、例えば中耳炎だったり、鼻のほうが詰まって、祖母に頻繁に病院に連れていってもらった記憶があります。ただ、今それを各家庭にできるかといったら、共働き世帯、核家族の世帯がやはり多い中でなかなか難しい状況かなと考えております。県内のほかの自治体を見ていきますと、外来と入院ともに医療費を18歳まで無償化にしている自治体、日立市、北茨城市、かすみがうら市、大洗町、東海村、阿見町、太子町、境町、利根町と既に9つの自治体が外来、入院ともに無償化を進めています。無償化をすると乱受診のリスクが、むやみやたらに病院に行くようになるのではないかというような心配がよく言われます。ただ、一方で、子どもたちが学校ですごく大きいけがをした、38度、39度の熱を出したとなったら大慌てで病院に連れていくかと思いますが、例えば夕方、家事で夕飯の準備をしなければいけない。いろいろ忙しい中で、ちょっとした、そこまで大きい症状もない中で、何度も何度も病院に行くというのはなかなか考えにくい。用もないのに病院に行くというのは、今多い共働き世帯の家ではなかなか考えにくいものだと考えております。そうした上で、当町においてこういった医療費の無償化をどのように、実際にやるのであればいつ頃からできるか、またどのように検討していくかお答えいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えします。

まず、アライグマ等における被害対策についてですが、アライグマは2005年に特定外来生物に指定されております。特定外来生物については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来性物法において定められており、生態系、人の命、身体、農林水産業への被害を防止し、国民生活の安定向上を目的としております。特定外来生物には、令和5年9月現在で、動物、生物、植物などの9分類159種類が指定されております。茨城県における野生鳥獣等における農作物の被害金額ですが、令和4年度においては3億5,800万円となっております。被害額のうち、カモなどの鳥類による被害が23.1%で、主にレンコンへの被害になります。そのほか、イノシシなどの獣類が14.6%、ハクビシンやアライグマによる被害が7.8%となっております。八千代町においては、スイカ、メロン、トウモロコシなどの食害が確認されておりますが、被害額としての報告はなされておられません。しかしながら、家屋への侵入など、生活環境の被害も確認されております。

アライグマの防除につきましては、茨城県アライグマ防除実施方針及び八千代町防除計画に基づき、県、市町村、地域住民、関係団体等がそれぞれの役割を担い、連携して、より計画的、効果的及び継続的な防除を実施することとしています。アライグマの捕獲については、町では町民の方からの申請により、アライグマなどによる獣害の対策のための箱わなの貸出しを行っております。なお、捕獲したアライグマに関しては、町職員が箱わななどを預かり、県の施設において処分を行っておりますが、アライグマを除く有害鳥獣は、申請者本人による処分の手配をお願いしているところであります。

アライグマについては、狩猟免許を所持していなくても、県が開催するアライグマ捕獲従事者研修会を受講すれば捕獲は可能となっておりますので、担当課の職員が研修会を受講し、箱わなで捕獲に対応しております。アライグマの捕獲数につきましては、先ほど議員からもありましたけれども、令和2年度、茨城県全体で1,662頭、八千代町が19頭、令和3年度が茨城県全体で2,353頭、八千代町では43頭、令和4年度、茨城県全体で3,418頭、八千代町では77頭、県全体及び八千代町においても増加傾向にあります。アライグマは、年に1回3頭から6頭を出産し、強い繁殖力を持っていることから、今後も

増加していくと予想されます。引き続き、箱わなの貸出しの周知やアライグマをはじめとする外来生物に関する基礎知識や理解を町民の皆様に深めていただくための広報活動を強化し、近隣市町村や関係機関と連携を図り、有害鳥獣対策を推進してまいります。

次に、有害鳥獣駆除を担う猟友会会員の減少、高齢化対策についてであります。たまたまなのですけれども、読売新聞の12月17日付で、県で新人ハンター育成に力というよな記事が大きく取り上げられて、これ後で議員のほうに渡したいと思います。

地域の自然環境を維持するための鳥獣保護管理の担い手や狩猟文化を後世に伝えるためにも、重要な役割を担っているのが猟友会になります。猟友会では、町からの委託業務により農作物への被害防止対策として、鳥獣保護管理に基づく銃器によるカラスやムクドリ等の有害鳥獣の捕獲活動を行っております。町からの委託事業につきましては、昨年度は30万円でしたが、今年度より20万円を増額し、50万円の委託料により捕獲事業を行っております。そのほか、猟友会では、銃器の安全対策の講習会や狩猟の技術向上を図るため、研修会の実施、射撃競技大会への参加なども実施しております。猟友会の会員数は、平成21年は60名でしたが、令和元年では29名、令和5年では19名と会員数が年々減少しております。また、現在の会員のうち、70歳以上の方は11名と高齢化が進んでいる状況であります。この狩猟免許取得者は全国的にも減少しており、後継者不足から猟友会員の高齢化も進み、深刻な課題となっております。このようなことから、町では、新たに狩猟免許を取得し、猟友会の会員となり、活動することを条件とした狩猟免許の取得費用に対する支援事業を今年度より実施しております。現在の取得者ですが、手続を検討している方の相談はありましたが、実際に取得に至っていない状況であります。今後も県で実施している狩猟免許未取得者を対象としたセミナーや射撃シミュレーターによる狩猟体験、捕獲わなの見学会等の周知を図りながら、町の支援制度や猟友会活動の広報活動を強化し、新たな担い手の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） それでは、議員番号5番、谷中理矩議員からの通告による一般質問にお答えします。

私からは、2項目めの児童生徒数減少を見据えた子育て支援についてのうち、18歳までの医療費無償化の実現について、子どもに係る医療福祉費支援制度、通称マル福制度

について答弁させていただきます。マル福制度は、小児、妊産婦、独り親家庭、重度心身障害者などの医療福祉費受給対象者の方に対し、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療保険により病院などにかかった場合の一部負担金を茨城県と市町村の公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。小児マル福につきましては、ゼロ歳から12歳、小学校6年生までの外来受診及びゼロ歳から18歳、高校3年生までの入院が対象となっております。また、13歳以上18歳までの外来受診につきましては、町の単独事業としてマル福制度の対象としております。マル福制度には自己負担がありますが、小さな子どもは突然の発熱やけがなどで医療機関を受診する機会が多いと考えられることから、未就学児の外来受診自己負担分につきましては町で補助しております。なお、昨年10月より、それまでありました小児マル福における所得制限を撤廃しておりますので、現在18歳、高校3年生までの全ての子どもがマル福制度の対象となっており、うち未就学児童の外来受診につきましては無償化が実現しておる状況です。

以上が八千代町の18歳までの子ども、未就学児児童生徒への医療費助成の概要です。

医療費の無償化につきましては、対象となる方やその世帯の負担が軽減される一方、先ほど議員ご指摘のとおり、過剰受診により受診費が増加してしまうおそれもございます。例えばちょっとしたけがで湿布薬が欲しいといったとき、現在はドラッグストアとかそういうところでシップ薬を購入していただいておりますが、ただでもらえるということになりますと、その分を医者にかかり、そこでただで湿布薬をもらうというような状況が多くなるかと思えます。そうしますと、そうした行為は、例えば国税とかそういった大きな部分にも反映されてきますので、そちらのほうにも影響を及ぼす可能性があります。議員ご質問の18歳までの児童生徒の医療費無償化の実現につきましては、全ての子どもたちが安心して医療を受けられる環境の整備を目的とすることはもちろんのことと思えます。ただし、申し上げましたとおり、懸念など、様々な意見や状況を勘案しながら、無償化についても早期に検討してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号5番、谷中理矩君の通告による一般質問にお答えいたします。

給食費無償化の早期の実現可能性についてでございますが、まず学校給食につきまし

ては、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食育の推進を図ることを目的に実施しているものでございます。給食費につきましては、学校給食法第11条第2項で、学校給食費は児童生徒の保護者の負担とすると規定されております。そのうち食材費についての保護者負担ということになるわけでございますが、当町の給食費につきましては、小学校児童が年額4万3,450円、中学校生徒が年額4万6,750円となっており、保護者にご負担いただいているところでございます。しかし、県内においても、保護者の負担軽減という観点から、学校給食費の無償化を実施している自治体がございます。令和5年度当初の茨城県内の状況について申し上げますと、完全無償化している自治体が9でございます。今後実施予定1を加えまして、合わせて現在10という形になります。一部無償化をしている自治体が8となっているところでございます。当町においては、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和4年度に5か月間、令和5年度に8か月間の給食費の無償化を実施いたしております。また、当町の給食費の総額でございますが、令和5年度当初予算で小学校児童が945人で4,106万円、中学校生徒が514人で2,402万9,000円となり、合計で6,508万9,000円が保護者の負担分となっているところでございます。今後、児童生徒は年々減少する傾向にございます。5年後の令和10年度には、児童が781人、164人の減でございますが、生徒が493人、21人の減になるという見込みでございます。保護者の給食費の負担については、児童が3,393万4,000円、生徒が2,304万7,000円で、合計5,698万1,000円、つまり約800万円の減ということになります。学校給食費の無償化につきましては、保護者の負担軽減につながり、少子化対策や定住促進対策としても有効でございますので、関係部局と調整を進めてまいりたいと考えております。

議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

全国的に有害鳥獣による被害は拡大している、この傾向は大いにあります。そして、連日、熊の出没についての報道がなれ、農作物被害や市街地周辺への出没事例が増加し

ております。死傷事故も発生しており、生活環境に大きな影響を及ぼしております。特に谷中議員の分析の中で感染症が怖いという話がありました。今年初めに八千代町でも高病原性鳥インフルエンザが発生しまして、110万羽という鳥を殺処分しております。温暖化に伴う気象条件下の中で、渡り鳥の関係でという形になろうかと思うのですが、今も私としてはいつ高病原性鳥インフルエンザが発生するか心配でならないという状態でございます。そして、そういうものを含めまして、改めて農作物の被害防止や生活環境の確保の視点から、有害鳥獣対策と猟友会の存続の維持は極めて重要な課題であると認識しております。

また、近年、茨城県内の利根川流域においてイノシシの生息区域が拡大していることや、これまで被害のなかったニホンジカやキョンの侵入が確認されるなど、新たな脅威も発生しております。この話は、利根町長、そして河内町長と話していたときに、県南地域は危ないのだという話がありました。そして、キョンというものもかなり繁殖率が高い生物で、一端入ってくると物すごい勢いで増えるよというような話をしていました。そして、イノシシは泳げますが、キョンは泳げないので、キョンは茨城に入ってくるとき橋を渡ってくるのだというような、そういう話も私たちは今していたわけでありまして。

さらには、狩猟者の高齢化による捕獲技術の消失も懸念され、野生鳥獣による農林水産物への被害を減らしていくためにも、引き続き適切な支援策を講じていく必要があるというふうに考えております。猟友会については、SNSなどの活用により、町内に限らず、町外や青年、女性の会員の加入促進を推進し、猟友会と連携しながら新たな会員確保に努めてまいりたい、このように考えております。

降ひょうのところでも大久保議員のご質問にお答えさせていただきましたが、手塩にかけて育てた野菜が下敷きになって荒らされてしまう。これは大変残念なことであり、悲しいと、農家の皆さんから直接私も伺っております。ですので、猟友会の皆さんの活躍は大変な町の農業振興にも関わることでございますので、支援という形の中で猟友会が存続し、鳥獣等の農作物の被害、生活への被害がなくなるよう、少なくなるよう努力してまいりたい、このように考えております。

次に、給食費無償化の早期実現可能性についてでございますが、保護者の経済的負担軽減という観点から、子育て世代への大きな支援となるものと認識しております。当町では、これまで物価高騰の影響等による保護者の経済的負担を軽減する目的として、国の臨時交付金を活用し、給食費の無償化を期間限定で数回実施してまいりました。また、

給食費への上乗せ助成を町の助成事業として長年にわたって続けています。材料費の支援でございます。しかしながら、物価高騰が依然として続いている状況であり、引き続き子育て世代への支援は必要であろうと考えております。給食費の無償化は、保護者の経済的負担の軽減になることはもちろんでございますが、少子化対策、定住移住の促進、さらには人口増などにもつながる施策であると考えております。今年度、学校給食センターの調理と配送業務を民間業者に委託したことにより運営経費の節減ができたこと、またふるさと納税が順調に伸びている状況などを鑑み、今後、新年度予算に反映できるよう、前向きに検討から前に進めるための検討と、このような形でお答えをさせていただきたいと思っております。一度開始すれば後戻りはできない形の施策でございますが、先ほど申しあげましたようなまちづくりの観点、子育ての観点を背景として、大変重要な施策でありますので、これはきちんと対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、18歳までの児童生徒の医療費の助成についてでございます。先ほど担当部長が説明したとおり、既に町独自の取組として、中高生の外来への拡充、未就学児の外来自己負担の無償化、所得制限の撤廃を行ってまいりましたが、児童生徒数減少を見据えた子育て支援、全ての子どもたちが安心して医療を受けられる環境は町の重要課題と捉えております。安心して子育てができ、誰もが健康でいきいきと暮らせる魅力的な町を目指し、できる限りの施策を講じてまいりたいと思っております。

いつどのようにという質問に対しては、新年度予算編成の中で結論を出す、このようにお答えさせていただきたいと思っております。お子さんについては、いろんな病気にかかりやすい、いつけがをするか分からない、いつ高熱が出るか分からない、親御さんは大変パニック状態になるようなこともある。そういう中で、安心して医療が受けられる体制を築く。大変重要なことだと思っておりますので、施策のほうをきちんと結論を出して進めさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） 産業建設部長に質問させていただきます。

先ほどお答えいただいた狩猟免許取得の助成金に当たって、改めて私も調べさせてもらって、そういった資格を取るに至るまでに様々な講習会であったり、警察署への手続であったり、1日、2日で取れるものではなくて結構な期間がかかってしまうゆえに、

1年ですぐ取ることがなかなかできない資格だと聞いております。この事業に関しては、継続で来年以降も続けていくような内容になっているのかまずお聞きしたいというところ、町長に向けてなのですけれども、先ほど話した鳥の被害に関しては、梨の生産者の方々がまとまって猟友会のほうに駆除のほうをお願いされているというふうに聞いております。大型の動物であったり、それ以外の動物になってきますと町内の様々な生産物、誰々さんがお願いしているしていないとかではなくて、やはり全町挙げてこの町の暮らしを守っていかねばならないものになっていますので、ぜひ引き続き、未来を見据えて取り組んでいただけたらとお願いしたいと思います。

また、給食費に関しては先ほども答弁されていたので、そちらに関しては控えさせていただきます。

また、医療費の件に関しても、前向きな返事、またすぐに即決、実質即決いただけると感じました。引き続きよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 谷中議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しましたとおり、猟友会の後継者育成というものは、町にとっても重要な施策の一つと捉えております。その中で、町の実施計画のほうにも定めておりますので、狩猟免許更新の事業については継続して進めていくつもりでおりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（上野政男君） 再々質問ありますか。要望でいいですか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございます。特にアライグマの対応に関しては、産業建設部の職員の方が野生動物と向き合う結構リスクの伴う、ちょっとひっかかれてけがを負うと思いがけない病気になってしまうであったり、なかなかのリスクを伴うお仕事をされているかと思ひます。引き続きよろしく願いいたします。

以上になります。

議長（上野政男君） 以上で5番、谷中理矩議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

議長（上野政男君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　零時10分）